

当選した無料バスツアーに参加したらトラブルに！？

「無料バスツアー」に当選した。参加したところ、旅程に商品販売のための店舗や工場の見学があり、そこで高額商品を買う羽目になってしまったという相談が寄せられています。

■【事例】「無料バスツアー」に参加したら、立ち寄った工場で高額商品を買う羽目になった

近所の店舗で渡された応募用紙で無料の日帰りバスツアーに応募した。運良く当選したので参加したところ、食事の後に敷物の工場に立ち寄った。ムートンのシーツを勧められ、「血行が良くなります。本来100万円のところ、今買うなら3割引にします。」と言われたが、高額なので断った。しかし、バスの出発時間が迫っても販売員の説明は続き、分割払いでも手数料がかからないから負担は少ないとたたみかけられ、だんだんと雰囲気にもまれて契約してしまった。

⇒本来、店頭での購入契約はクーリング・オフ適用外ですが、ケースによっては特定商取引法の「訪問販売」に該当し、クーリング・オフを主張できる可能性があります。また、毛皮製品のほかにも、高額な布団や宝石類を勧められることもあるので注意が必要です。

■トラブルにあわないために

「無料」にはワケがあります。お得な言葉にとびつかないようにしましょう。

思わぬ買い物をして失敗したと後悔しないように、強引に勧められても、冷静になり、本当に必要なものをよく考えましょう。必要がないときはきっぱりと断ることが大切です。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります